

自賠責保険についてのご案内

自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死にさせたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には所有者または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金をお支払いします。(人身事故に限り)

※ 保険金には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣府大臣により「支払基準」が定められています。

損害の種類	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
損害による損害	治療費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円まで
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	特級系統・精神・肉體後遺症に著しい障害を致して介護が必要となる場合 常時介護のとき:最高4,000万円 常時介護のとき:最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円~ 第14級:最高75万円まで
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円まで
死亡するまでの損害による損害	(被害による損害の範囲と同一)	最高120万円まで

事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者および被害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを速滞なく引当保険会社に届け出てください。

自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮差金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引当保険会社にご相談ください。

保険金等のお支払いに関する情報の提供

被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているかを自ら判断するために、以下のとおり、保険金等のお支払いに関する情報が、引当保険会社から被害者により提供されます。

- ・支払基準の概要、お支払い手続きの概要、紛争処理機関の概要(保険金等を請求された時点)
 - ・お支払いした金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額割合(保険金等を請求された時点)
 - ・お支払いできなかった場合、その理由(お支払いできないことが確定した時点)
- また、上記に加えて必要な追加情報も引当保険会社に請求することができます。

(裏面もご覧ください)

令和 5年 9月 19日

第 ERAC33940 号

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

三井住友海上火災保険株式会社

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	京都 538 7 216 ZWR80-0351739	自動車の種別	自乗
保険期間	自 令和 5年 11月 18日 24か月 至 令和 7年 11月 18日 午前12時	使用の本拠の所在地	京都府
住所及び氏名	京都府京都市中京区 上本能寺前町 4-8-8	指定金融機関名	¥17,650
異動事項	京都市	保険料収納年月日	令和 5年 9月 19日
管轄店名及び所在地	東京都千代田区神田駿河台 3-9 三井住友海上火災保険株式会社 お客さま自賠責サポートデスク 0120-281-554 (無料)	取扱者	ARE67 エムケイ (株) 0692

自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。

ホームページアドレス(https://www.ms-ins.com/)

複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

注意

この領収証は保険証明書の効力を有しないので、必ず証明書を併せて取り戻してください。

令和 5年 9月 19日
自動車損害賠償責任保険
保険料領収証

証明書番号	第 ERAC33940 号
-------	---------------

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	京都 538 7 216 ZWR80-0351739	保険料	¥17,650
保険期間	自 令和 5年 11月 18日 24か月 至 令和 7年 11月 18日 午前12時	管轄店名及び所在地	東京都千代田区神田駿河台 3-9 三井住友海上火災保険株式会社 お客さま自賠責サポートデスク 0120-281-554 (無料)

契約者 京都市

様

三井住友海上火災保険株式会社

上記保険料を領収いたしました。